

教宣 せぶん

私の『法』は、「会社」じゃない！

当事者（甲）の運転する自動車が、（乙）の運転する自動車と衝突しました。当事者（甲）の自動車は自力走行できないほどの損害を被りました。事故や法律、保険、自動車の修理などにまったく明るくない（甲）は、何がなんだか分かりません。（乙）が自動車から降りてきました。（甲）が動転している様子や、事故慣れしていない様子、事故に関する周辺知識が全くないことを悟るやいなや、（乙）は「何てことをしてくれたんだ」と急に怒り出しました。（乙）は、この事故の原因を一方的に述べ、法的な見解を交えながら、（甲）にすべての責任があるかのように話しました。（甲）は青ざめた顔をして（乙）の話を聞いています。そして最後に「この事故は、君が一方的に悪いんだけど、俺も時間に追われていて、すぐに行かなければならないところがあるし、会社を経営していて社会的な信用もあるんで、事故があったことをなるべくなら公にしたい。もし君がこの事故をこの場で解決しようという気があるんだったら、30万円の小切手を切ろう。そしてそれを君にあげよう。30万円あれば、君の自動車は元通りになるはずだ。それに俺の自動車の修理代も君には一切請求しない。なあどうだ、いい話しだろう」と（甲）に迫りました。（乙）は（甲）が呆然としている間に、30万円の小切手を作り、（甲）に持たせました。そして紙を取り出し、示談書なるものを作成し、「ここに印鑑、いや、なければ母印でもいいから、押してくれないか」と優しく迫りました。

さあ、あなたが（甲）ならどうしますか？

この話し、いままでの経験の中で、なきにしもあらずの話しですよ。そして、どこかの話しに似ていますよね。

損保業界に身を置く私たちならわかりますが、上記のような事故の場合、何はともあれ優先されるのが、当事者間の話し合いです。判例に照らし合わせてみれば、20対80の事故でも、当事者間の示談が整えば、50対50にも、100対0にもなり得ます。当事者同士が了解すれば、判例や法律が入る隙間はありません。ですから、法律に明るくて、事故慣れして、判例に照らし合わせれば自分に不利だと思う人ほど、その場で示談しようとする傾向にあります。お互いが自分の主張を繰り広げることで、裁判が起こり、判例が生まれ、その判例

を基にして私たちの仕事も成り立っています。

全損保に身を置く私たちなら、いま経営が推し進めようとしていることが上記の事故の話とまったく変わらないことがわかります。会社が第三者機関や判例・法に触れさせようとせず、とにかく当事者間の話し合いで解決しようとしている姿がよく見えます。この事故で言えば、当事者（甲）が、警察や保険会社に連絡した上で、話しがまとまらないので、裁判にかけることを（乙）に対する「名誉毀損」する行為だと言っているのですから。「事故が起きたらまず警察に連絡してください」と言っている保険会社が、身内のことでは「その場で示談する以外に道はない」「裁判にかけると報復するぞ」と言っているのです。この矛盾に私たちなら気がつきます。

「小切手を受け取る前に、母印を押す前に、事故が起きたら必ず警察と保険会社に連絡するように言われていますから」。私たちは扱者として、契約者には必ずこう指導しましょう。そして、「事故慣れしている人、判例を知っていて不利になる人ほど、その場で示談しようとしませんから」という一言もお忘れなく！